

し ち の へ ま ち ち く か っ せ い か け い か く
七戸町地区活性化計画

青森県七戸町

平成20年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	七戸町地区活性化計画	市町村名	七戸町	地区名	七戸町地区	計画期間	H20～H24
都道府県名	青森県						

目 標 :

地域資源活用総合交流促進施設(農林水産物直売・食材提供供給施設)を整備し、地域農産物、加工品の販売による農業の振興と、都市住民との交流の促進により地域活性化を図る。具体的な数値目標として、地域農産物の販売量の12.91%増加、交流人口の94.55%増加を目指す。

目標設定の考え方

地区の概要:

七戸町は、青森県の東部に位置し、西側一帯は広大な国有林野で、標高1,000mを超える八甲田山系が連なり、山麓から東に伸びる丘陵は高低差が少なく、東西に貫流する河川流域が広大な水田地帯を形成している。

平成17年3月31日に七戸町と天間林村との町村合併により新七戸町となり、世帯数は5,823戸(平成17年国勢調査)で、その内総農家数は1,764戸(農業センサス)と30.3%を占めており、農家割合が高くなっている。また、七戸町の農業は、東北地方の中・北部の太平洋側特有の「やませ」による梅雨期から盛夏期にかけての低温の影響を受けない土物類(にんにく、ながいも)が主要となっており、水稲、根菜類との複合経営が多くみられる。

現状と課題

七戸町では水稲、にんにく、ながいもが主要な農産物であるが、米穀価格の低迷、農産物の輸入増加により耕作放棄地や離農者が増加している。さらに農林水産業従事者の高齢化、後継者不足が進み、平成12年から平成17年までで総農家数では10.7%の減、農業従事者では21.2%の減となっている。

また、平成16年に「かだれ天間林田舎体験の会」を設立し、都市と農村の交流により農家や高齢者の生きがいづくり、さらには地域住民相互の親睦を深め地域活性化を推進することを目的として活動をしているが、PR力の弱さから参加者数は100人前後で推移しており、伸び悩みがある。このような中で如何に活性化を図っていくかが課題となっている。

今後の展開方向等

七戸町は、国道4号が南北に縦断し、この国道4号と交差して国道394号が東西に横断しているほか、みちのく有料道路で青森市と結ばれ、主要地方道や県道が放射線状に近隣市町村に延びるなど広域交通条件に恵まれた地域である。また、1日3,000人の乗降客を想定している東北新幹線の新駅が平成22年度開業予定であり、交通の要衝地域としての発展が期待されている。さらに、これらの交通結節点となる新駅前には年間60万人以上という利用実績がある道の駅があるため、この立地条件と地域産物を有効に活用した地域活性化を目指すこととする。

具体的には、道の駅敷地内に農林水産物直売・食材提供供給施設を整備し、東北新幹線新駅利用者をはじめとした新たな県内外の消費者を呼び込み、地域農産物の販売促進を図り、農業所得の増加による農業の振興を図る。また、生産者の顔が見える流通を促進し、直売・食材提供供給施設を地域農産物、さらには農業に関する情報、魅力を発信するための拠点と位置づけ、利用者へ地域農産物の安心・安全・こだわり等や農村の魅力を直接伝えることにより、グリーンツーリズム等を活用した都市住民との交流人口を増加させ地域活性化を図る。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
七戸町	七戸町地区	地域資源活用総合交流促進施設(農林水産物直売・食材提供供給施設)	七戸町	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
七戸町	七戸町地区	農山漁村活性化施設整備付帯事業	七戸町	有	

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

入り込み客数の増加にあたって、近隣市町村とも連携し、十和田湖や下北半島観光の単なる通過点とならないよう、積極的なPR活動を展開することとする。具体的には、新駅前に整備予定である「観光交流センター(仮称)」において各市町村のイベント等のPRをするほか、近隣市町村一体での広域観光の推進体制を整備する。

3 活性化計画の区域

七戸町地区(青森県七戸町)	区域面積	16,419ha
区域設定の考え方		
法第3条第1号関係: 七戸町の総面積33,723haのうち農業振興地域の面積は16,419haで、48.7%となっており、農業従事者は労働力人口の44.1%を占めている。		
法第3条第2号関係: 人口の減少(H12 H17で4.6%減)、農業従事者の高齢化(65歳以上の割合 H12:26.5% H17:30.0%で3.5%増)及び減少(H12 H17で21.2%減)の傾向からみて、活性化のためには交流を進めることは必要不可欠である。		
法第3条第3号関係: 農業振興地域で設定しており、市街化区域は含んでいない。		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類	土地所有者		権利の種類	土地所有者		農地	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別	

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)

整備計画	種別	構造	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号ニ)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準		
設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件		
その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

活性化計画終了年度の翌年度に、農産物の出荷量により地域産物の販売量12.91%増加と、グリーンツーリズムの農業体験等に参加した人数により交流人口94.55%増加の目標達成状況を検証するとともに、学識経験者等第三者の意見を聴取し、さらなる地域活性化に向けた方策について検討する。

「農産物の出荷量」については、毎年度発行される「園芸作物統計」(編集:東北農政局青森農政事務所、発行:青森農林水産統計協会)の数値による。

「農業体験等に参加した人数」については、かだれ天間林田舎体験の会の事業実績による。